令和4年1月17日

ボランティア活動者・団体の皆さま

「ボランティア**活動**保険」保険料の支払手続きの一部変更について

令和4年1月17日からゆうちょ銀行の手数料等の改正が行われ、保険料払込の際に、現金でのお支払いに手数料が発生します。  
（ゆうちょ銀行の通帳又はカードを利用の場合は、これまで同様手数料はかかりません。）ゆうちょ銀行の料金新設・改定に伴い、本会窓口での取扱い方法について、次のように変更します。  
  
【現行】  
　　郵便局窓口での払込

【令和4年1月17日以降】  
**１．本会窓口でのお支払い**

⇒**申込書と合わせて、お支払いください。**

**お釣りのないよう、ご協力をお願いいたします。**

**２．郵便局等での払込**

**①所定の払込取扱票を使用してATMで振り込む場合**

⇒申込書と合わせて、**「ご利用明細票」の写し**を取りますので、窓口でご提出ください。

　②所定の払込取扱票を使わず、インターネットバンキング等で振込

　　の場合

⇒振込の際、**依頼人の名前の前に6桁の「旭区社協コード」を入力してください。**

　　　　　　例）振込依頼人：**１４１１２３**朝日太郎

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　旭区社協コード

なお、ボランティア活動保険以外の保険（ボランティア行事用保険他）については、手続き方法に変更はありません。

テキスト

自動的に生成された説明

**【加入手続きに関する問合せ先】**

**横浜市旭区社会福祉協議会　旭区ボランティアセンター**

**電話：045-392-1133　　FAX：045-392-0222**

**保険受付時間（窓口支払の場合）：月曜日～金曜日　9時～17時**

**（郵便局等での払込の場合）：月曜日～土曜日　9時～17時**